

News Letter vol.10

Contents

- 弁護士コラム 「初回無料」の罠 弁護士 竹内 まい
- 弁護士コラム 広告規制入門・薬機法編 弁護士 野崎 隆史
- 弁護士コラム 生徒の演奏も著作権侵害？ 弁護士 拾井 美香
- 各種セミナーのご紹介

TOPICS Column

「初回無料」の罠

特定商取引法改正案が閣議決定されました！

健康食品や化粧品などのネット広告には、「初回無料」や「初回限定お試し価格」という言葉が溢れています。商品の効果も、「飲むだけで簡単に痩せられる」など、日常生活で苦労しているかゆい所に手が届くようなものばかりで、私も度々「値段も手軽だし、一度試してみるだけなら・・・」と申し込みをしたくなります。

しかし、広告をよく見てみると、「初回無料」など魅力的な表示が大きくされている下に小さく「定期コースは2回目以降通常価格」などと記載されていることがほとんどです。そして、この場合、1度きりのお試しで購入を申し込んだつもりでも、高額な料金を月々支払わなければならない定期購入コースの申し込みをしたことになりかねません。このような契約をしてしまった場合、キャンセルできないのでしょうか。

インターネットの通信販売にはクーリングオフ制度がありません。返品できるか否かは広告に記載されている内容に拘束される可能性が高く、キャンセルはそう簡単でないのが実情です。そのため、現在の法律は消費者保護の観点からは十分なものとはなっていないと指摘されているところです。

弁護士

竹内 まい



コロナの外出自粛により自宅で商品を購入する機会が増えたこともあり、こうしたトラブルは増加傾向です。

そこで、政府は、令和3年3月5日、消費者被害の防止・取引の公正を図るべく、**特定商取引法の改正案について閣議決定**をしました。

改正案の主な内容は、

- ① 定期購入でないことと誤認させる表示などに対する販売者への刑事罰の導入
 - ② ①の表示によって申し込みをした場合に申込みの取消しを認める制度の創設
 - ③ 通信販売の契約の解除の妨害に当たる行為の禁止
- などです。

とはいえ、**購入申し込みをする前に一度立ち止まって冷静な頭で考えることが最善**です。

うまい話にはウラがあるものですので、どうかご注意ください。

広告規制入門・薬機法編

「その広告、逮捕されるかも」

弁護士

野崎 隆史



2020年7月、広告業界に衝撃が走りました。大阪府警が、ある健康食品会社の「脂肪肝がお酒も食事も我慢せず正常値に」「ズタボロだった肝臓が半年で復活」等の広告が**薬機法**(正式名称:医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)に違反するとして、**広告主や大手広告代理店の従業員を逮捕**したのです。

薬機法は、**誇大広告や未承認医薬品の広告を禁じ、罰則**を設けています(2年以下の懲役または200万円以下の罰金)。そして、この規制対象について、「何人も」と定めており、**違法な広告に関わると誰でも逮捕されるリスクがあります**。

とはいえ、これまで警察当局がこの「**何人規制**」を厳格に適用したケースは少なく、冒頭の事件は、実際に従業員が逮捕された事件として広告業界を震撼させました。

そこで、広告に関わる皆様が逮捕されるような事態に陥らないよう、サプリメント等の健康食品の広告について、**薬機法の観点**から検討します。

検討する広告例

「最近話題のサプリメント

ヒアルロン酸配合で老化防止！

毎食後に1錠ずつで抗酸化作用を増強！」

さて、この広告に薬機法違反はいくつあるでしょうか？

薬機法違反①

「ヒアルロン酸」は、**医薬品的な効能効果**を標榜すると薬機法違反です。「老化防止」は**医薬品的な効能効果**の標榜ですので、NGです。

薬機法違反②

健康食品は、**医薬品と誤解されるような摂取時期や用法用量**を定めることはできません。「毎食後に1錠ずつ摂取」という**医薬品的な用法用量**ですので、NGです。

薬機法違反③

「抗酸化作用」は、**医薬品的な効能効果**の標榜ですので、NGです(栄養機能食品を除く)。

いかがでしたか？全問正解できたでしょうか？

繰り返しになりますが、薬機法は「何人規制」ですので、会社だけが処罰されるわけではなく、**担当者も逮捕**されたり、**前科**がついたりします。

皆様、くれぐれもご注意ください。

最後に、**薬機法違反チェックリスト**をご紹介しますので、適宜ご活用いただき、少しでも疑問を感じれば、すぐにご相談ください。

薬機法違反チェックリスト

- 「**医薬品リスト**」に該当する成分本質(原材料)を配合又は含有しないこと
- 医薬品的な効能効果**を標榜しないこと
- アンプル形状など通常の食品としては流通しない形状を用いないこと
- 医薬品的な用法用量**の記載をしないこと

生徒の演奏も著作権侵害？

-音楽教室訴訟控訴審判決-

弁護士・弁理士

拾井 美香



ヤマハなどの音楽教室が日本音楽著作権協会(JASRAC)に対し、著作権利用料を徴収する権利がないことの確認を求めた訴訟で、令和3年3月18日、知財高裁は、**音楽教室における講師の演奏については著作権利用料を請求できるが、生徒の演奏については著作権利用料を請求できない**と判断しました。

この裁判では、講師及び生徒の演奏が「**公衆に直接聞かせることを目的とした演奏**」(著作権法22条)に該当するか等が争点となっていました。**一審・東京地裁**は、カラオケ店における顧客の歌唱について、音楽著作物の利用主体がカラオケ機器を設置し、客に利用されることで利益を得ているカラオケ店であると判断し、**カラオケ店に著作権利用料の支払義務を認めたクラブキャッツアイ事件最高裁判決**等を引用し、音楽教室で演奏される課題曲の選定方法、生徒及び教師の演奏態様、著作物の利用に必要な施設・設備の提供の主体、音楽著作物の利用による利益の帰属等の諸要素を考慮し、**講師及び生徒いずれの演奏についても、利用主体は音楽教室**であると判断しました。その上で、講師及び生徒の演奏は、公衆である他の生徒又は演奏する生徒自身に「聞かせることを目的」とするものであるとして、講師及び生徒の演奏のいずれについても音楽教室に著作権利用料の支払義務があると判断しました。

これに対し、**控訴審・知財高裁**は、講師の演奏について一審の判断を維持しましたが、生徒の演奏については、「専ら演奏技術等の向上を目的として任意かつ自主的に演奏を行っている」、「本質は、講師に演奏を聞かせ、指導を受ける自体にある」ことを理由に、**生徒の演奏の主体は生徒**であるとした上で、生徒の演奏は、音楽教室との受講契約に基づき講師に聞かせる目的で自ら受講料を支払って行われるものであるから、「**公衆に直接聞かせることを目的とするものではなく、著作権侵害が成立する余地はない**」と判断しました。

カラオケ店の顧客の歌唱と音楽教室の生徒の演奏で判断が分かれたのは、音楽教室では、生徒が技術の向上等を目的として自主かつ任意に演奏を行っていることや、その目的のために講師に聞かせることを目的としていることに対し、カラオケ店での歌唱にはこのような目的がないことにあると解されます。また、仮に生徒の演奏について音楽教室の著作権利用料の支払義務を認めた場合、レッスン料の値上げに繋がり、音楽文化の発展が阻害されることとなります。

音楽教室に通う一生徒である私としても、知財高裁の判断は正当であると評価しています。

知財高裁の判決に対しては、音楽教室及びJASRACのいずれも上告しています。最高裁でどのような判断がなされるか、注目されます。

各種セミナーのご紹介

京都総合法律事務所は新型コロナ禍に負けません。

皆様の業務にお役立ていただけるよう、ソーシャルディスタンスを確保できる会場やオンライン等を駆使し、各種セミナーを実施しています。

過去1年間の実績は以下のとおりです。社内セミナーへのアレンジも承ります。

2021年度も様々なセミナーを予定しています。どうぞご期待ください。

2020年6月10日(水)、16日(火)

「休業手当を支払う対象と期間」

弁護士伊山正和

2020年12月10日(木)

「悪質クレマーによるカスタマーハラスメント・クレーム対応」

弁護士野崎隆史

2020年7月8日(水)、20日(月)

「労働契約の終了(内定取消、整理解雇)」

弁護士伊山正和

2021年2月17日(水)

「類型別問題社員対応セミナー

①ローパフォーマンス社員」

弁護士伊山正和

2020年8月4日(火)、27日(木)

「テレワーク導入における労働時間管理と残業代の支払い」

弁護士伊山正和

2021年3月9日(火)

「類型別問題社員対応セミナー

②欠勤を続ける社員」

弁護士伊山正和

2020年8月26日(水)

「特定調停スキーム活用の実務

～新たな債務整理手続の方法とは～」

弁護士野崎隆史

2021年4月13日(火)

「景品表示法・広告規制の実務」

弁護士野崎隆史

2020年9月3日(木)

「類型別問題社員の対応における留意点」

弁護士伊山正和

2021年4月22日(木)

「類型別問題社員対応セミナー

③会社の指示に従わない社員・協調性を欠く社員」

弁護士伊山正和

2020年11月10日(火)、11日(水)、13日(金)

「最高裁判決最速解説

同一労働同一賃金」

弁護士伊山正和

法律相談のご予約はこちら
新規予約専用ダイヤル

075-256-2560

受付時間：平日 9:00～18:00



京都総合法律事務所

〒604-0924 京都市中京区河原町

二条南西角 河原町二条ビル 5階